

社会福祉法人に対する一般監査実施に係る法人分類要領

(趣旨)

第1条 この要領は、雲南市社会福祉法人指導監査実施要領第2条第1号アに定める社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して定期的に行う一般監査の実施周期に応じた分類について、必要な事項を定めるものとする。

(法人の分類)

第2条 一般監査の実施周期を決定するため、所管する法人を別表に掲げる要件及び評価基準に基づき、Ⅰ区分、Ⅱ区分、Ⅲ区分及びⅣ区分の4区分に分類するものとする。

(分類の方法等)

第3条 Ⅲ区分及びⅣ区分の法人については、社会福祉法第59条に基づく届出書類及び第6条に定める届出書並びに当該添付書類の内容を確認し、毎年6月末日までに決定するものとする。

2 Ⅰ区分及びⅡ区分の法人は、直近の指導監査の結果及び監査報告並びに現況報告書の内容を確認し、毎年4月末日までに決定するものとする。

(分類の変更)

第4条 Ⅱ区分法人、Ⅲ区分法人及びⅣ区分法人がその要件を満たさなくなったときは、区分を変更するものとする。

(監査周期)

第5条 法人に対して実施する一般監査の周期は、第3条第1項及び第2項で決定した分類に基づき次により実施するものとする。

(1) Ⅰ区分法人は、1年に1回以上

(2) Ⅱ区分法人は、3年に1回

(3) Ⅲ区分法人は、4年に1回

(4) Ⅳ区分法人は、5年に1回

(Ⅲ、Ⅳ区分法人に対する一般監査の周期に関する取扱い)

第6条 前条第3号及び第4号に規定する監査周期の適用を希望する法人の理事長は、必要書類を添えて実地監査予定年度の4月から6月末までの間に雲南市健康福祉部長あて届け出るものとし、その取扱いについては別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度一般監査から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、令和2年度一般監査から適用する。

(別表)

区分	要件	評価基準
I	II～IV区分以外の法人	
II	<p>評価基準の①のア、イのいずれも満たしていると認められる法人 ただし、次のいずれかに該当する法人を除く。</p> <p>(1) 法人設立後、2年が経過していない法人</p> <p>(2) 前年度に特別監査を実施した法人並びに経営する事業に対して特別監査を実施した法人</p> <p>(3) 前回の指導監査で経営に問題を有すると認められた事業を経営する法人</p> <p>(4) 指導監査の改善指導に対して、改善措置を講じない法人並びに改善措置を講じない事業を経営する法人</p> <p>(5) その他、指導監査の実施が必要と認められる法人</p>	<p>①法人運営、事業の状況</p> <p>ア 法人本部の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る。）に照らし大きな問題が認められないこと。</p> <p>イ 当該法人が経営する社会福祉事業、公益事業、収益事業について、施設基準・運営費や報酬の請求等に大きな問題が認められないこと。</p>
III	<p>II区分に属する法人であって、IV区分に該当しない法人において、苦情解決の取り組みが適切に行われ、かつ、次の(1)～(2)のいずれかを満たしていると認められる法人。ただし、前回の法人指導監査において文書指摘を受けた法人は除く。</p> <p>(1) 評価基準の②のアに取り組んでいる法人</p>	<p>②法人の取り組み状況</p> <p>ア 福祉サービス第三評価事業を受審し、その結果についても公表を行いサービスの向上に努めていること。</p> <p>イ 経営している施設がISO9001の認証を受けていること。</p>

	<p>(2) 評価基準の②のイに取り組んでいる法人</p>	
	<p>Ⅱ区分に属する法人であって、Ⅳ区分に該当しない法人であり、専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人で、③の書類が提出された法人。ただし、前回の法人指導監査において文書指摘を受けた法人は除く。</p>	<p>③書類 専門家が左記の支援を踏まえて作成する書類として次に定めるもの ・別添1「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」 ・別添2「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」</p>
<p>Ⅳ</p>	<p>Ⅱ区分に属する法人であって、かつ、次の(1)に該当し(2)又は(3)のいずれかを満たしていると認められる法人。ただし、前回の法人指導監査において文書指摘を受けた法人は除く。</p> <p>(1) 会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されている法人</p> <p>(2) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人で④のアの条件に該当する法人</p> <p>(3) 会計監査人を設置していない法人で、④のイの条件に該当する法人</p>	<p>④会計監査報告</p> <p>ア 法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。)第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合</p> <p>イ 法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合</p>